### 「とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊」実施要綱

この要綱は、とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊活動の実施に関し、必要な事項を 定めるために制定する。

### (目的)

第1条 過疎・高齢化の進行によりコミュニティー機能が低下しつつある農山漁村地域を 応援することにより、活力を呼び起こし、地域の持つ魅力(景観、伝統文化)や多様な機 能(国土の保全、水源の涵養など)を次世代に引き継ぐことを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定める ところによる。

- (1) 農山漁村地域とは、別紙1事業対象市町村における平野の外縁部から山間地及び海辺の地域をいう。
- (2) 「農山漁村(ふるさと)協働パートナー(以下、協働パートナー)」とは、社会貢献・地域貢献の一貫として農山漁村地域を応援する企業、大学、NPO法人、公共的な団体、その他これに類する団体をいう。
- (3) 「ふるさと団体」とは、地域外の有志と「協働」で農山漁村の維持保全・活性化に 取り組む意思のある、農山漁村地域の住民で組織する団体やNPO法人、市町村等 をいう。
- (4) 「推進会議」とは、徳島県及び各協働パートナーによって構成され、活動の方向性 の確認、情報交換等を行い、本事業の普及拡大を図るための組織とする。

### (協働活動の実施)

第3条 徳島県及び協働パートナーは協働してふるさと団体の活動支援や農山漁村地域の活性化に係る活動を実施する。また、三者の関係は、別紙2のとおりとする。

### (協働パートナーの役割)

第4条 農山漁村の保全・活性化に関する取組のうち次に上げる中からいずれかを実施するとともに、協働活動を通じ新たな取組を積極的に提案する。また、徳島県の農山漁村や協働活動の実施状況を情報発信する。

- (1) 作業の支援
- (2) 得意分野や保有資源を活用したノウハウ・機会・場所等の提供による支援
- (3) 農山漁村との相互提携による各種事業の実施
- (4) その他両者が協議して、必要と認める事項
- 2 協働パートナーは、自らの得意分野を生かした協働活動を実施するなど、取組みが継続できるよう工夫することとする。
- 3 第1項の具体的な取組例を別紙3に示すが、これに限定するものではない。
- 4 協働パートナーは、無報酬で実施する。また、活動に参加するための経費(現場までの交通費、作業の際の保険料等)は基本的には協働パートナー側が支出する。
- 5 協働活動に参加する場合は、参加者を必ずボランティア保険等に加入させるものとする。協働活動中の事故等については、県及びふるさと団体にその責任を問わないものと する
- 6 協働パートナーは、推進会議等において県及び相互の情報交換につとめることとする。

### (徳島県の役割)

- 第5条 徳島県は次の役割を担う。
  - (1) 協働パートナーの募集
  - (2) 協働パートナーの支援を要望するふるさと団体の募集、調査
  - (3) ふるさと団体と協働パートナーのマッチング
  - (4) 推進会議及び協働活動の実施に必要な研修会等の開催
  - (5) 協働活動実施上の調整
  - (6) 協働パートナーの登録状況や協働活動の実績の公表
  - (7) 新たな協働パートナーの掘り起こし
  - (8) 事業の効率的な推進に向けた市町村との連携
  - (9)「とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊認定証」(様式5)の発行
  - (10) その他協働活動の PR

### (ふるさと団体の役割)

- 第6条 ふるさと団体は次の役割を担う。
  - (1) 協働活動の取組へ向け、地域住民の合意形成を図る。
  - (2) 協働パートナーとの相互理解に努める。
  - (3) 協働パートナーとの連絡調整を密にし、円滑な受入を行う。
  - (4) その他協働活動の実施に必要なこと。
  - (5) 協働パートナーと協働活動を実施している旨の表示
  - (6) 協働活動の実績の地域内外への情報発信

### (パートナーシップ)

第7条 協働パートナー、ふるさと団体及び徳島県は、互いの自主性を尊重するとともに、 それぞれの役割及び責務を理解して、対等な立場で活動し、又は職務を行うものとする。

2 協働パートナー、ふるさと団体及び徳島県は、相互理解に努め、良好な関係の構築を 図るものとする。

### (応募)

第8条 協働パートナーとして登録を希望する団体は、「とくしま農山漁村(ふるさと) 応援し隊」参加申込書(様式1)に必要事項を記載の上、徳島県農林水産部農山漁村振興 課あてに提出する。

2 新たに支援を希望するふるさと団体は、「とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊」 支援希望申込書(様式2)に必要事項を記載の上、東部農林水産局または総合県民局を 経由して、徳島県農林水産部農山漁村振興課長あてに提出する。

### (協働パートナーの登録)

第9条 徳島県は「協働パートナー」として登録を希望する団体を公募する。ただし、協働パートナーの登録にあたっては、社会貢献・地域貢献の方針等について協議するものとする。

- 2 公募団体が次の事項に該当する場合は、協働パートナーとして登録しないものとする。
  - (1) 法令等に違反する行為のあったもの又はそのおそれのあるもの
  - (2) 公序良俗に反する活動を行うもの又はそのおそれのあるもの
  - (3) 民事再生法若しくは会社更生法による再生又は更生手続中のもの
  - (4) 県の指名停止措置を受けているもの
  - (5) 人権侵害の事象があったもの又はそのおそれのあるもの
  - (6) 政治活動を助長するおそれのあるもの

- (7) 宗教活動を助長するおそれのあるもの
- (8) その他県が、登録が不適切と認めるもの
- 3 登録後、前項に該当する事象が発生した場合は、登録を解除する場合がある。
- 4 徳島県農林水産部農山漁村振興課は、協働パートナーとして登録を希望する団体から 提出された様式1を審査し、適当と認められる団体を登録する。新規登録の団体には、 「とくしま農山漁村(ふるさと)協働パートナー登録証明書」(様式3)を発行する。

### (ふるさと団体の登録)

第10条 徳島県農林水産部農山漁村振興課は、様式3を提出したふるさと団体の関係市町村にふるさと団体の登録について意見を求め、支援が適当と認められる団体を登録する。

### (認定証の発行)

- 第11条 「とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊認定証」の発行を希望する協働パートナーは、認定証発行依頼書(様式4)を徳島県農林水産部農山漁村振興課長あてに提出する。
- 2 認定証の発行については、別紙4のとおり取り扱うものとする。

### (協働パートナー登録の公表)

第12条 県は、徳島県のホームページにより協働パートナー登録の内容を公表するものとする。

### (実績等の公表)

第13条 事業の実績等の公表にあたっては、協働パートナー、ふるさと団体及び県のいずれもが行うことができものとする。なお、その際、双方は相手方に対しても情報提供の内容等を事前に通知するものとする。

### (法令等に従う義務)

第14条 協働パートナー及びふるさと団体は、その活動をするにあたって、法令、条例、 規則等に従わなければならない。

### (個人情報の保護)

第15条 協働パートナー及びふるさと団体は、協働活動に関して知り得た個人情報の内容 をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

### (本事業の所管)

第16条 本事業に関する事務は、徳島県農林水産部農山漁村振興課が所管する。

### (その他)

第17条 この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

### 附則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成23年7月8日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、平成27年5月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和5年5月18日から施行する。

### 附則

この要綱は、令和6年5月1日から施行する。

### 事業対象市町村



本事業は、「離島振興法」、「山村振興法」、「過疎地域自立促進特別措置法」、「特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律」の4法に指定された中山間地域を含む市町村を対象とする。

協働パートナー、ふるさと団体及び徳島県の関係図

# 農山漁村地域 【ふるさと団体】

### 農山漁村をどうにかしたい!

(意欲的な地域、集団)

- ・活動への参画、活動の場の提供
- ・アイデア、提案、試行、活用

応援 相互理解・交流

ニーズ把握 連絡・調整

【 企業・大学・NPO 【農山漁村(ふるさと) 【 協働パートナー】

連絡 調整

# 徳島県

# 農山漁村地域を応援したい! (出来ることから!)

- ・人材、労力、ノウハウ、ネットワーク等 の提供
- 農村ビジネスのシーズ探し

# 「まちとむら」を繋ぎたい!

- 両者をマッチング
- ・パートナー募集
- ・農山漁村(ふるさと団体)募集
- ・活動のPR
- -農山漁村のPR

# 農山漁村における協働取組の具体例

方 法		具	体	的	な	内	容	
作業支援	辺の草刈・清 採等 ◆農作業等の	i止ネッ i掃、石 支援	ルト張 1垣や	り、棚 水路の	明田等 )補修	の農力	地や土地改良施記 木の植樹、雑木0 寸け、管理、収種	り伐
得意分野や保有資源を活用したノウハウ・機会・場所等の提供による支援	・ト・ ・伝や農 場農社社 資農社社 資農社社 資農 機村堂べ 知村 ・農・・・・ ◆農社社 資農山 村油漁 ・農・・・・ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	動作販 等真でト 財で・の成路 の展○に 産利機高支拡 携の○○ 等活材	15. (1) (1) (1) (1) (2) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4	デ詽商 よやが域 供予償すで品 る地開が 想貸	の に 接 R で は と は と に に に に に に に に に に に に に	·発す い新出 資水 信る - 商店 材路 のおも	加言、橋渡し 等の提供 品試食会を開催 の提供 補修のための原本	
農山漁村との相互提携による各種事業の実施	◆・・◆・・・◆・・・  教新自農棚福みそ顧社  研社環漁・厚し他サ食  の研学側樹事担  ビ、	で場修習が等業ぎ、ス社祭との、展のと手、事内と一食開オしと、業生	して環育ーでした。 歴農と活るナ市でし等	史山し動交一民祭  てで  ・漁ての流制農り  、〇	でけ、骨軽に関する といい とは という という という はい という はい	地とにて参 上 村理交参活画 げ で	等の調査、研究 だ 叩	
その他	・伝統文化の ・伝統料理講	習会・	試食	会の開	<b>月催</b>		しが可能です	

注)上記は、あくまでも参考例であり、独自の取組を実施することが可能です。

### 別紙4

### とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊認定証発行について

### 1. 発行基準

1日目の参加にて認定証を発行できる。3日以上の参加により上位の認定証(色違い)を発行する。

累計1日以上の参加 → 名簿への登録、認定証(通し番号)の発行(インディゴ) 累計3日以上の参加 → 上位認定証の発行(別名簿への登録、通し番号記載)(ゴールド)

### 2. 参加日数の累計について

参加日数の累計は同一の協働パートナーからの参加にて有効とし、協働パートナーAで2日、協働パートナーBで1日では上位認定証の発行はできない。また、活動日数の有効期限は、協働パートナーの協定期間中無期限とするが、協定が一度切れれば累計日数は0に戻ることとする。

### 3. 発行手続き

協働パートナーより協働作業の事前又は事後に発行依頼を受ける(実施要綱様式4)。 内容を農山漁村振興課にて確認の上、課内決裁にて処理。決裁後名簿への登録、認定書 を発行。協働パートナーに依頼分をまとめて協働作業後に郵送または手渡す。

### 4. 発行物について

名刺大の通し番号記載の認定証を課内にて印刷、ラミネート加工。レイアウトは別紙 レイアウトのとおりとする。

# ◆◆「とくしま農山漁村 (ふるさと) 応援し隊」参加申込書 ◆◆

団体名	
団体の所在地と代表者氏名	
主な事業	
従業員(学生・構成員)数	
担当者の職・氏名	
担当者の連絡先	
「協働」できる活動内容	
活動できる地域	
活動への参加人数 (投入資材)	
活動場所・内容に関する希望	

徳島県農林水産部農山漁村振興課長 殿

令和 年 月 日

# 「とくしま農山漁村 (ふるさと) 応援し隊」支援希望申込書

地域名	
団体名	
団体の所在地と代表者氏名	
担当者の氏名、連絡先	
「協働」希望活動の内容	
時期、日数	
受入人数、構成	
団体側参加予定人数 (準備資材)	
その他補足事項	

○○第号令和 年 月 日

徳島県農林水産部農山漁村振興課長 殿

○○市町村○○部○○課長

「とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊のふるさと団体」支援希望について(回答)

このことについて、下記の団体から申込みのありました内容については、農山漁村の保全活性化のために協働活動へ取り組む計画であり、「ふるさと団体」の登録が適当と認められます。

- 1 団体名 ○○○○会
- 2 代表者名 ○○ ○○
- 3 所在地 徳島県○○郡○○町○○ (=代表者の住所)

### とくしま農山漁村(ふるさと)協働パートナー 登録証明書

下記の団体が、とくしま農山漁村(ふるさと)協働パートナー (以下「協働パートナー」という。)に登録されたことを証明します。

### 団体名

### 代表者氏名

### 団体の所在地

### (1) パートナーシップ

協働パートナーと徳島県は、緩やかな協働関係を構築し、互いの自 主性を尊重するとともに、それぞれの役割及び責務を理解して、対等 な立場で活動し、又は職務を行うものとする。

2 協働パートナーと徳島県は、相互理解に努め、良好な関係づくりを行うものとする。

### (2) 協働パートナーの取組

協働パートナーは、農山漁村地域の現状の理解に努め、徳島県と連携を図りながら、その特技・特性を活かして農山漁村地域の保全・振興に寄与する活動を展開するとともに、新たな取組を積極的に提案する。また、徳島県内の農山漁村や協働活動に関して情報発信を行う。

### (3) 登録の有効期間

協働パートナー登録の有効期間は、登録された日から翌年度3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する日の1か月前までに、更新しない旨の意思表示がなされないときは、登録は同一内容で2年間更新されるものとし、以後も同様とする。

### (4)協議

「とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊」実施要綱に定めのない事項については、両者協議の上、決定するものとする。

### 令和○年○月○日

德島県農林水産部農山漁村振興課 農山漁村振興課長 徳島県徳島市万代町1丁目1番地





## 認定証発行依頼書

令和 年 月 日

徳島県農林水産部農山漁村振興課長 殿

住所:

電話番号:

協働パートナー名:

責任者氏名:

下記の者について、とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊認定証を発行してください。

		認定証区分		
氏名	参加日数	日付	ふるさと団体名	(インテ゛ィコ゛、 コ゛ールト゛)

※参加日数の累計に応じて農山漁村振興課より認定証を発行する。

累計1日以上の参加 → インディゴ

同一の協働パートナーから累計3日以上の参加 → ゴールド

1 担当者の氏名、連絡先(個人の場合は連絡先のみ御記入ください。) 連絡先

### 様式5 とくしま農山漁村(ふるさと)応援し隊認定証

### とくしま農山漁村(ふるさと) 応援し隊認定証【インディゴ】



【協働パートナー名】

0000

00 00

【認定番号】とく藍〇〇〇〇号

### とくしま農山漁村(ふるさと) 応援し隊認定証【ゴールド】 【恊働パートナー名】



【認定番号】とく金〇〇〇〇号

### とくしま農山漁村は886と 応援し隊



とくしま農山漁村は886と

県

【レイアウト(インディゴ裏)】 とくしま農山漁村応援し隊事業

かけがえのないふるさと、とくしまの農山漁村。 徳島県では、企業・大学等と農山漁村の間を取り持ち、 農作業支援や地域の活性化活動等を両者の協働により 取り組んでいます。





@RURAL\_TOKUSHIMA

【レイアウト (ヺョルド裏)】 とくしま農山漁村応援し隊事業

かけがえのないふるさと、とくしまの農山漁村。 徳島県では、企業・大学等と農山漁村の間を取り持ち、 農作業支援や地域の活性化活動等を両者の協働により 取り組んでいます。





@RURAL\_TOKUSHIMA

とくしまの農山漁村 HP・Instagram で協働活動発信中! とくしまの農山漁村 HP・Instagram で協働活動発信中! おできましたもの。認定基準 [ゴールド]: 徳島県の農山漁村の活性化、保全に貢献したもの。認定基準 [ゴールド]: 徳島県の農山漁村の活性化、保全に大きく貢献したもの。